

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一305	承認日	2015.7.1	1/1
やすらぎ福祉会への出向協定					作成者	承認者
					国光哲夫	島 隆雄

この協定は、石川勤医協とやすらぎ福祉会との出向（受入れ）のあり方を規定する。

- (1) 石川勤医協とやすらぎ福祉会との出向（それぞれの法人での受入れ）期間については、それぞれ出身法人の勤務年数と見なす。
- (2) その期間の籍は、原則としてその期間、受入れ先の法人に移す。
- (3) 出向期間の賃金等については、出身法人の賃金規定を適用し、受入れ法人が本人に支払う。

・退職金及び賞与の取り扱いについては

退職金は石川勤医協の退職金規程にもとづき退職時に在籍する法人が支払う。支払われた退職金を各々在籍した期間に応じて配分負担する。

やすらぎ福祉会は、石川勤医協より出向している職員の退職金配分負担額に相当する金額を積み立てる。

出向者の賞与については石川勤医協の支給する基準に従って出向者に支払う。

両法人は支給対象期間の中に当該法人での在籍がある場合、その期間については要引当額を異動時の月末に支給法人に支払う。

・石川民医連職員共済組合の組合員資格は継続する。やすらぎ福祉会は毎月月末に本人負担分及び法人負担分を石川民医連職員共済組合に支払う。

- (4) この協定にもとづき、出向者一人一人について確認書を取り交わすようにする。この協定が遵守されるよう立会人については石川民医連が当たる。

以上

1997年5月1日
2015年7月1日 一部改定

社会福祉法人やすらぎ福祉会
理事長 佐藤 清

公益法人石川勤労者医療協会
理事長 島 隆雄